

枚方市監査委員告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）11 月 13 日

枚方市監査委員	上	森	太一郎
同	分	林	義一
同	番	匠	映仁
同	一	原	明美

1. 通知を行った者の氏名等

枚方市 伏見 隆

令和 6 年（2024 年）10 月 28 日付け観学第 116 号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

2. 通知を受けた日

令和 6 年（2024 年）10 月 28 日

3. 監査の結果に関する報告

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日付け枚監査第 1560 号

「公の施設の指定管理者監査及び随時監査の結果について」

4. 講じた措置の内容

（1）対象部局名及び指摘事項

《観光にぎわい部 文化生涯学習課》

○指定管理者による指定管理業務の執行について

（施設の建物・設備に関する維持管理について）

指定管理者と市とのリスク分担表において、30 万円未満の修繕費については指定管理者が、30 万円を超える修繕費は市側が負担すること、緊急性の高い修繕については別途協議すると取決めがされているが、令和 4 年度の修繕費の中で、修繕からかけ離れていると思われる工事が複数件見受けられた。

その中でも、既存設備を撤去せず別に新たな機器を設置した工事については、緊急性があるとはいえ工事費が 400 万円を超えており、工事内容から工事請負費もしくは備品購入費での予算執行が妥当ではないかと思慮されるが、行政内部で工事内容を協議した記録や指定管理者側に修繕費で工事を実施させると決定した記録及び決裁も取られていないなど、事務手続上、非常にずさんであると言わざるを得ない。

修繕とは元あるものの機能を回復もしくは維持するための修理、部品の交換、取替えを行うものと一般的には理解されており、今後、修繕費による支出については、行政内部での議論を十分尽くし、より明確な支出基準を設けるなど、安易な執行とならないよう適切な事務処理を行うよう指摘する。

○指定管理者による指定管理業務の執行について

（使用料等の徴収事務について）

枚方市総合文化芸術センターの使用料の徴収等の事務については、別途委託契約により指定管理者が行っている。施設予約者が当該施設の予約を取消した場合、納付済の使用料については、枚方市総合文化芸術センター条例（以下「条例」と

いう。)及び枚方市総合文化芸術センター条例施行規則(以下「規則」という。)に基づき行われているが、使用料を納付していない予約取消者に対しては、条例及び規則(以下「条例等」という。)にその根拠となる明文の規定がされないまま、規則に関する要項を制定し、予約取消料として使用料の2割相当額を徴収している事例が見受けられた。

市民から使用料を徴収する場合は、地方自治法第228条の規定に基づき市条例において定める必要があり、それ以外はいかなる手法をもって徴収することができず、今回明らかになった行為は、地方自治法違反であり、不適法な行為である。

すでに当該事項に係る要項は廃止され、予約取消料の徴収についても是正措置が取られてはいるが、行政における諸事務が何に基づき規定されているか、今一度市の職員全員が法令遵守を基本に事務全体を理解し、今後同様の事案が発生することがないように適正な事務処理を行うよう指摘する。

また、施設の使用料の納付時期については、条例等の規定に基づき使用の許可を受けた際に納付しなければならないが、納付期限の延長を希望する場合の手続が明確に規定されていないため、市側との協議で、指定管理者側が申請様式を作成し、指定管理者において当該事務処理が行われていた。

本来、使用料の納付猶予、延長等の承認は、指定管理者側に認められておらず、市長が行うべき事項であるにもかかわらず、市の間違った解釈で指示したために、指定管理者側において誤った事務処理が行われていた。

市において、条例等の改正など使用料の納付延長に係る事務手続の是正を早急に行うとともに、今一度、指定管理者側、市側の果たすべき役割と権限のすみ分けを総点検し、法令等に基づいた事務処理を行うよう指摘する。

○指定管理業務のモニタリング評価について

指定管理業務におけるモニタリングは、指定管理者と市それぞれが日常的・定期的に施設の管理運営状況やサービス水準等を確認・評価し、業務の課題の抽出と改善を繰り返すことで、効率的で効果的な施設運営と市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の根幹をなす重要な仕組みとなっている。

しかしながら、自主事業における必須事業が新型コロナウイルス感染症の影響であるとはいえ十分に実施できていないにもかかわらず、「計画以上の良好な管理運営を行っている」との評価や、事業報告書が期限内に提出されていないにもかかわらず、「適正に実施している」との評価が行われていた。

中でも、事業の実施に関する評価では、基本仕様書の業務要求事項において、指定管理者側に求めていた年間100事業程度の自主事業の実施に対し、実施事業数が50事業程度となり、指定管理者側との協議の結果、共催事業30事業に加え、市からの委託事業15事業も含めた上で評価がなされ、「計画以上の良好な管理運

営を行っている」との評価結果となっていた。

基本仕様書は、指定管理者に求めている基本的事項であり、これらの内容に基づき指定管理者との間で基本協定書が締結されている。やむを得ずそれらの内容を変更する場合は、変更に至る指定管理者との協議内容や諸状況など、十分な協議に基づいた意思決定の手続を経て基本協定書等の変更を行うべきであるが、そうした事務処理が一切行われていないことは非常に問題であり、加えて、事務手続上の不備がある中での評価は、客観的な事実に基づいたものからは程遠いものであると言わざるを得ない。

今後、事業の未実施などが生じた場合、真にやむを得ない事項かを精査した上で基本協定書等を変更するなどの適正な事務処理を行うとともに、適切なモニタリングの実施を徹底し、施設の管理運営が適切に行われているか十分把握した上で、必要に応じた改善等の実施など、指定管理者制度のメリットを最大限引き出すべく、施設の設置者として管理監督責任を果たすよう指摘する。

(2) 措置内容

○指定管理者による指定管理業務の執行について

(施設の建物・設備に関する維持管理について)

指定管理者が行う当該施設の維持管理における修繕については、リスク分担表に基づき対応するものであるが、令和4年度に実施した案件のうち、担当部署と指定管理者において修繕についての認識不足等があったことから、費用が400万円を超え、既存設備を撤去せず新しい機器を設置したものを含め、複数件について修繕での対応が不適切なものがあった。さらに、その実施に際し、関係部署や指定管理者との協議記録や指定管理者側の修繕費で行うことを決定した記録や決裁等もないことが原因であった。

今回の監査での指摘を受けた内容を踏まえ、今後の修繕などの対応における適正な手続き等の認識について、担当部署と指定管理者において令和6年3月に再確認を行った。

また、令和6年度より枚方市総合文化芸術センターにおいて故障や不具合が発生した場合は、指定管理者とその内容及び修繕の可否等の対応方法や費用などについての協議を行い、その結果を基に施設整備や契約の担当部署など行政内部において対応方法の再検討を行うとともに、その協議や検討の内容については、しっかりと記録し、対応方法等の判断については、決裁による意思決定を行うことを徹底した。

○指定管理者による指定管理業務の執行について

(使用料等の徴収事務について)

監査において指摘のあった施設予約者が当該施設の予約を取消した場合の対

応方法として、市民から使用料を徴収する場合は、地方自治法第 228 条の規定に基づき市条例において定める必要があるところ、担当部署の法令等の認識不足により、令和 3 年 3 月に定めた当該徴収事務等に係る要項に基づき、施設の予約を取消しされた場合に使用料の 2 割相当額を徴収していたことが原因であった。

不適法な徴収については、令和 6 年 3 月に当該徴収事務等に係る要項の改正により廃止した。なお、令和 5 年度中に徴収を行った全 4 件については、当事者に対しお詫びするとともに全額返還した。

次に、使用料の納付延長等の承認手続きは、枚方市総合文化芸術センター条例施行規則第 10 条第 5 号の規定に基づき、市長の名において行うべき事項であるにもかかわらず、担当部署の認識誤りにより、指定管理者が申請様式を作成し、指定管理者において当該事務処理が完結していたことが原因であった。

今回の監査での指摘を受けた内容を踏まえ、令和 6 年 3 月から指定管理者宛の申請様式を市長宛に改めるとともに、申請書については、指定管理者が受付し確認手続後、速やかに市に送付し、市において決裁を行うことを徹底した。

なお、担当部署と指定管理者の認識をあわせるべく、令和 6 年 2 月以降に協議を重ねるとともに、担当部署においては、職場において研修等を行った。

また、これらの指摘事項については、内部統制制度における令和 5 年度内部統制評価報告書において掲載するとともに、指定管理施設所管部署に対しては、今後の定期モニタリングの実施に係る注意事項等をまとめたチェックリストにより、同様の事案が発生しないよう周知を図った。

○指定管理業務のモニタリング評価について

基本仕様書で共催事業とは別に年間 100 事業程度の自主事業を実施するよう求めている点については、令和 2 年 7 月に担当部署と指定管理者が内容等について協議を行い、仕様書作成時点では明らかではなかった共催事業数も自主事業数に含めることと取り扱っていたが、その記録や決裁等もないこと、あわせて、その上でモニタリングを実施したことが原因であった。

また、事業報告書が期限内に提出されていないにもかかわらず、適正に実施していると評価していたことは、提出された書類について、担当部署による確認ができていなかったことが原因であった。

今回の監査結果を踏まえ、事業数の取り扱いについては、自主事業及び共催事業等の考え方を整理した確認書を令和 6 年 10 月に指定管理者と交換した。

今後は、重大な協議案件等があった場合は、指定管理者との協議内容等を適切に記録し、新たに書面を交わすなどの手続き等を経た上で実施し、施設の設置者として管理監督責任を果たすよう改善等の指示を行うなど、適切なモニタリングを実施することを徹底した。

今回の監査での指摘事項については、早急な改善に取り組み、今後、同様の事案が発生することがないように指定管理者を含め、関係する職員全員が関係法令等や事務全体をあらためて、理解、把握し、法令遵守を基本に適正な事務処理を行うよう周知徹底した。

今後は、前例を疑わずに踏襲することなく、法令等に則り、しっかりと手続き等の確認を行い、指定管理者の日々の業務の把握を含め、適切なモニタリングを行っていく。